情報公開・個人情報保護審査委員会

1．司法行政文書不開示等の判断に対する苦情について審査します。
第三者的立場から，公正かつ中立的に調査審議します。

※　情報公開・個人情報保護審査委員会が意見等の提出を求めることとしたとき

2．情報公開・個人情報保護審査委員会の調査審議

〈インカメラ審議〉
必要があると認めるときは，最高裁判所に対し，対象となる文書等の提出を求めることができます。

〈ヴォーン・インデックス〉
最高裁判所に対し，対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができます。

〈必要な調査〉
苦情申出人等又は最高裁判所に対し，意見書又は資料の提出を求めること，その他必要な調査をすることができます。

3．情報公開・個人情報保護審査委員会の構成等

〈委員会〉
学識経験者等3人で構成。最高裁判所の諮問を受けて開催します。

〈委員の委嘱〉
委員は，優れた識見を有する者の中から，最高裁判所が委嘱します。任期は3年です。

〈委員会庶務〉
秘書課に設置され，委員会の調査審議を補佐します。